

# 補助金等に関する基本指針

善通寺市は、団体等への補助金等の交付等に関して統一かつ基本的な考え方について改めて整理するために、本指針を策定するものである。

本指針に基づく取組みにより、補助金等交付に関する公平性・透明性を高めるとともに、補助金等に特化した検証の仕組みを作ることで、補助金等執行の更なる適正化を図っていくものとする。

## I 共通事項

### 1 目的

本指針は、善通寺市補助金等交付規則（平成5年12月1日規則第28号。以下「規則」という。）の規定に基づき団体等に対して補助金等を交付する際の基準等を定めることにより、補助金等交付の適正な執行を推進することを目的とする。

### 2 定義

本指針における補助金等とは、法令等（国等の規定・要綱等）に基づき交付するもの以外の市単独の補助金又は交付金をいう。ただし、個人に対して交付するものは除く。

また、本指針でいう団体等とは、補助金等の交付先として特定されている団体及び法人をいう。

※ 市の歳出予算の19節における補助及び交付金は、次のとおりとする。

- ① 補助金……市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、対価なくして支出するもの
- ② 交付金……本来、市が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

### 3 補助金等の交付対象団体

市は、次に掲げる団体等以外の団体等に対して、本指針の規定への適合を検証した上で、補助金等を交付することができる。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ② その他補助金等の交付対象として適切ではないと市長が判断した団体等

### 4 交付要綱の整備

個々の補助金等の交付にあたっては、交付の目的や手続き等の明確化を図るため、本指針の規定を踏まえ、交付要綱を整備することとする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 行事等の開催に当たり設置される実行委員会等に対して、単年度限り交付する補助金等
- (2) 事務又は事業を円滑に実施するために、期間を限定して設置される協議会等に対して交付する補助金等
- (3) その他市長が認めた補助金等

交付要綱の規定内容については、常に検証を行い、実態に合わせ適宜改正することとする。

なお、交付要綱には、次に掲げる規定を設けるほか、個々の補助金等の内容に応じて、必要な規定を加えることとする。

- (1) 目的・・・・・・・・補助金等の交付目的
- (2) 補助対象事業・・・・補助金等の対象事業、対象団体の内容
- (3) 補助対象経費・・・・補助金等の対象経費、対象外経費の内容
- (4) 補助金等の交付額・・交付額の算定方法（補助率、補助単価、補助基準額）

## 5 市及び団体等の責務

市長は、補助金等が市民から徴収された貴重な税金等を財源としていることに留意し、予算、法令及び本指針の規定に従って、補助金等が果たしている公益上の役割、効果等について常に検証を行い、適正な執行を徹底しなければならない。特に、所管課においては、補助団体の予算、決算等の内容を十分に把握し、市民に説明できるように、審査の上事務処理を行うこととする。

団体等は、補助金等が市民から徴収された貴重な税金等を財源としていることに留意し、補助事業の目的の達成に向けて、誠実に取り組まなければならない。また、補助事業の遂行にあたっては、団体等が自ら積極的に資金確保に努める等、自立性を持った運営に努めるものとする。

## 6 透明性の確保

市民への説明責任を果たすため、補助金等執行の透明性を確保するものとする。

## 7 補助金等審査委員会

市は、別に定める善通寺市補助金等審査委員会（以下「委員会」という。）において、新たな補助金等や既存の補助金等に係る指針への適合や交付額などを検証するとともに、指針の運用に関する審査を行う。

## 8 その他

本指針の規定内容については、必要に応じて、適宜見直しを行うものとする。

## II 交付に関する事項

### 1 交付の要件

団体等への補助金等は、次に掲げる要件に該当するとともに、政策目的達成のために必要不可欠であると、市が判断した場合に交付できるものとする。

#### (1) 公益性

補助金等の交付対象となる団体等の活動や事業が、以下のいずれかに該当し、市の行政目的の達成に資するものであること。

- ① 市民生活の安全・安心の確保に寄与するもの
- ② 住民自治の向上に寄与するもの
- ③ 文化、産業、観光の振興に寄与するもの
- ④ 高齢者、障害者等の福祉の増進に寄与するもの
- ⑤ 保健衛生、医療の増進に寄与するもの
- ⑥ 自然環境対策及び資源リサイクルの推進に寄与するもの
- ⑦ 地域のまちづくりの推進に寄与するもの
- ⑧ 学校教育の振興に寄与するもの
- ⑨ 児童及び青少年の健全な育成に寄与するもの
- ⑩ 生涯学習又はスポーツの振興に寄与するもの
- ⑪ その他公益の増進に寄与するもの

#### (2) 効果性

- ① 市の行政目的の達成に向けて、補助金等の交付による効果や成果が期待できるもの
- ② 事業活動の目的・視点・内容などが社会経済情勢に合致しているもの
- ③ 市民と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であるもの

#### (3) 必要性

- ① 市民のニーズが高く、優先的に実施する必要があるもの
- ② 社会経済情勢や他の自治体の取組み状況などから優先的に実施する必要があるもの

#### (4) 適格性

- ① 団体等の活動や事業が、交付する補助金等の目的と合致していること。
- ② 団体等における補助金等の使途が明瞭かつ適正であること。
- ③ 団体等の事業決算における繰越金又は余剰金の額が、市から交付される補助金等の額から判断して妥当であること。

## 2 補助金等の種別

補助金等は、次の定義により、大きく事業費補助と団体運営費補助に分類する。補助金等の交付にあたっては、事業費補助を原則とする。団体運営費補助を交付する場合は、団体の役割及び支援する条件を定めた上で補助を行うものとする。

なお、同一の団体等に対して、事業費補助と団体運営費補助を重複して交付しないこととする。ただし、市長が認めた場合は、交付できるものとする。

### (1) 事業費補助

団体等の活動や事業の目的に公益性があると認定したうえ、当該団体等が行う個別の事業に必要な経費の一部を補助するもの。

補助の内容や性質等から、次のとおり分類し整理する。

#### ① 市政推進補助

##### (7) 行政サービス補完・代替型

市の施策を推進する上で、行政サービスを補完又は代替する取組みを行う団体等に対して、補助金等という手段を活用し、支援することで、より効果的・効率的な事業推進が図られる場合に補助するもの。

##### (4) 実行委員会方式型

市の施策を推進する上で、実行委員会を設置し、事業をより効果的・効率的に実施する場合に補助するもの。

#### ② 奨励補助

団体等が自主的に実施する事業（活動）で、市が公益性等の高いものと認定し、奨励する場合に補助するもの。

### (2) 団体運営費補助

団体等の活動や事業の目的に公益性があると認定した上で、当該団体等の運営に必要な経費（事務費、会議費など）の一部を補助するもの。

事業費補助を原則としているから、団体運営費補助については、市政を補完する活動を行う団体等に対し、団体の役割及び支援する条件を定めた上で補助するものとする。

なお、市政を補完する活動を行う団体等とは、政策目的の達成のために不可欠な活動を行う団体等であり、かつ、その活動を代替する団体が見当たらない場合における当該団体等をいう。

### 3 補助金等交付額の明確化

団体等が当該補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金等の交付額の算定根拠となる、補助対象経費、算定方法（補助率、補助単価等）及び交付限度額等について基本的な考え方を整理し、補助金等の交付額の明確化を図るものとする。

なお、個々の補助金等の算定根拠については、本指針を踏まえ、交付要綱の中で具体的に明示するよう努めるものとする。

#### (1) 補助対象経費

##### ① 事業費補助

団体等が当該補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、Ⅱ－1（交付の要件）に照らし、補助対象とすることが妥当であると認められる経費

##### ② 団体運営費補助

団体等の活動や事業の目的を達成するため、当該団体等の運営に必要な経費（事務費、会議費など）のうち、Ⅱ－1（交付の要件）に照らし、補助対象とすることが妥当であると認められる経費

#### (2) 補助金等交付額の算定基準

補助金等の額の算定にあたっては、補助率、補助単価、交付限度額などを設定し、算定基準の明確化を図ることとする。

##### ① 算定方法

補助金等の額の算定にあたっては、次のいずれかの方法によることとする。

##### (7) 補助率を用いた算定

補助率は、団体等との協働の観点から原則2分の1以内とする。設定した補助率は、設定の考え方を明確にすることとする。

補助金等の額は、市が補助率に基づき算定した額と、あらかじめ定めた交付限度額とを比較して、いずれか低い額とする。

##### (4) 補助単価、補助基準を用いた算定

補助単価など市が定める基準については、補助対象事業の範囲や内容に対応したものとする。設定した補助単価などは、設定の考え方を明確にすることとする。

補助金等の額は、市が定めた基準により算定した額と、あらかじめ定めた交付限度額とを比較して、いずれか低い額とする。

##### (ウ) その他

補助金等の額が、補助対象経費と同額程度となる市政推進補助（実行委員会方式型）や、政策目的を達成するため特段の事由があると認められる場合

は、(ア)(イ)の規定によらず、補助金等の額を算定することができる。

## ② 交付限度額の設定

補助金等の額については、交付限度額を定めるものとする。

## (2) 補助対象外経費

別表「対象外経費」のとおりとする。

## 4 新たな補助金等の取扱い

新たに補助金等を交付する場合は、所管課において、団体等が提示する事業計画の精度や、本指針との適合等を十分に検証するものとする。検証にあたっては、財政状況等を踏まえ、事業のスクラップ・アンド・ビルドの視点を活用するなど、政策課と協議のうえ補助金等の総額（規模）を考慮するものとする。

また、既存の補助金等を交付する場合や、補助率の見直しを行うなど既存の補助制度の改定を行う場合においても、同様の視点により、本指針との適合等を十分に検証するものとする。

## 5 補助金等の執行状況の公表

I-6（透明性の確保）の規定に従い、市長は、毎年度、団体等の実態及び規則第7条の規定に基づき提出のあった実績報告に関する書類を、市のホームページへ掲載し、又は閲覧に供することにより市民への説明責任を十分に果たすものとする。

### Ⅲ 検証に関する事項

#### 1 検証の方法

個々の補助金等の検証（補助金等の新設を含む）にあたっては、所管課及びⅠ－7による審査委員会において、つぎのとおり、Ⅱ－1（交付の要件）に規定する項目等への適合を検証するものとする。

##### (1) 補助金等の定期検証

###### ① 所管課における検証－1年ごとに

所管課は、別に定める補助金等の交付状況表（第1号様式）、「その他の支出」の内訳（第1号様式別紙1）、及び補助金等の見直しに対する考え方（第1号様式別紙2）を使用し、所管する補助金等の検証を行う。検証結果については、予算編成時に政策課に報告する。

###### ② 審査委員会における検証－3年ごとに

審査委員会は、別に定める補助金等の見直し評価表（第2号様式）、及び補助金等の見直し評価表集計表（第2号様式別紙1）を使用し、補助金等の検証を行う。

審査委員会における検証では、所管課における検証結果や財政状況等を踏まえ、総合的な検証を行うこととする。

##### (2) 補助金等の随時検証

所管課は、補助金等の定期検証のほか、年度を通じて、補助金等の新設や既存の補助金等の見直しが必要となった場合には、適宜検証を行うものとする。

#### 2 検証結果の公表

Ⅰ－6（透明性の確保）の規定に従い、検証結果を公表することにより、市民への説明責任を十分に果たすものとする。

## 別表：補助対象外経費

補助対象経費の算定にあたっては、交付事業に要する経費とし、次に掲げる経費は補助対象としないこと。

対象外経費	説 明
① 人件費	原則補助対象外とする。 ただし、事業遂行上真に必要な場合は、事業を推進するために必要な人件費のみは対象とできるが、団体運営のための人件費は対象外とする。
② 交際費	
③ 慶弔費	
④ 飲食費	原則補助対象外とする。 ただし、当該団体等が1の年度において1回限り開催する総会等又はこれに類する会合に要するものを除く。
⑤ 懇談会費	
⑥ 視察研修費 旅費	
⑦ 負担金等	上部組織に支出している会費、負担金は、原則補助対象外とする。 ただし、下部組織に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上補助対象とできる。
⑧ その他	市の基準を参考にし、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費





(別紙2)

補助金等の見直しに対する考え方

補助金等の名称:

見直しの項目	『ある』とした場合の理由を具体的に記入ください
ある ・拡充する必要	
なし	
ある ・整理する必要	
なし	
ある ・統合する必要	
なし	

補助金等廃止に対する考え方	『廃止は困難』とした場合の理由を具体的に記入ください
26年度で廃止	
27年度で廃止	
段階的に減額後廃止	
廃止は困難	

その他補助金等に対する意見	
---------------	--